

令和7年度PTA本部役員及び会計監査の選出に係る学年候補選出について

日頃よりPTA活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

令和7年度PTA本部役員及び会計監査の選出を行うにあたり、香里小学校PTA規約附則第2条第1項に基づき、学年候補者の選出を行います。つきましては、選出の準備のため、**11月1日（金）までに下記QRコード（Webフォーム）から立候補並びに選出免除/対象外のご回答**をお願いいたします。

※ご回答の対象は1～5年生の全家庭となります。

家庭単位（1回）のご報告をお願いします。

※**ご回答のない場合は学年候補の選出対象となります**ので、ご了承ください。

※立候補された方、選出辞退申出書（教頭先生宛）を提出された方も確認のため、ご回答をお願いします。

★URL：<https://forms.gle/kN37sqqAgTbahGp7>



学年候補者選出実施要領は以下のとおりです。

- 選出人数：1～5年生においてクラス数×1名
- 選出方法：抽選
（選出委員が代理でのくじ引きを担当し、公平性の確保のため担当の先生にも立ち会っていただきます。）
- 抽選日：11月16日（土）
- 学年候補者選出対象：1～5年生に児童が在籍する全会員
ただし、次の会員は除外します。
 - ・令和7年度役員への立候補者
 - ・2008年度以降の本部役員経験者で辞退を希望する会員
 - ・令和6年度の生活指導委員もしくはふれあい委員で辞退を希望する会員
 - ・令和6年度の選出委員
 - ・令和6年度の会計監査委員
 - ・家庭事情等により常時役員の任務を執行できない旨を選出辞退申出書（教頭先生宛）にて申し出た会員
- 学年候補者からの役員選出方法：
立候補者数が役員の定数を下回った場合、学年候補者の互選により不足の役員を選出します。また、会計監査委員及び補欠についても、学年候補者の互選により選出します。
- 選出後の流れ：
学年候補者に選出された方へは、11月18日（月）に書面で通知します。（※従来は学年候補者に選出された方へ電話連絡を行っていましたが、今回より省略させていただきましたことご了承ください。）
学年候補者、立候補者が参加して、11月30日（土）午前9：30より互選会を開催します。
本件に関するご質問等は、メールにて kouripta2024.sensyutu@gmail.com へご連絡ください。

<参考> P T A 規約関連条文

香里小学校 P T A 規約附則

第 2 条 役員及び会計監査の選出

- 1 役員及び会計監査候補者は、各学年の保護者よりクラス数と同数を選出し、教職員よりは役員 2 名が推薦される。
- 2 前項とは別に役職を選択して立候補することができる。立候補者は前項の学年候補者からは除外される。
- 3 2008 年度以降の本部役員経験者は、一家庭において全ての役員、委員、会計監査を免除とすることができる。当該会員が免除を受ける場合には、役員選出用紙※にて役員選出を辞退する旨を申し出るものとする。
- 4 当年度の委員は、翌年度の役員及び会計監査選出時、当該会員の家庭の全ての児童において役員選出用紙※にて選出辞退を申し出ることができる。なお、選出委員は、その任務に公正を期すため、本項の規定に関わらず翌年度の役員及び会計監査選出の対象外とする。
- 5 当年度の会計監査委員は、その任務に公正を期すため、翌年度の役員及び会計監査選出の対象外とする。
- 6 役員の任務が常時執行できない状態にある会員は、選出辞退申出書をもってのみ辞退を申し出ることができる。申し出先は担当 T 会員（教頭）とし、申し出を受けた当該 T 会員は、選出辞退者の氏名を選出委員へ報告するものとする。なお、各会員の辞退理由については会員の個人情報が含まれるため当該 T 会員限りとし、選出委員への伝達は行わない。
- 7 選出された後は、辞退することができないが、役員の任務が常時執行できない理由が新たに生じた場合は、その限りではない。
- 8 役員及び会計監査の選出は、原則として 2 月までに完了する。

役員選出取扱要綱

第 7 条 学年候補者の選出は次の通りとする。

- 1 学年候補者の選出は、当該候補者が役員として就任する前年度の各学年において、クラス数と同数を選出する。選出方法は抽選とする。
- 2 附則第 2 条第 3 ～ 6 項における選出対象外及び選出辞退者を除外し、厳正なる抽選の上、学年候補者を選出する。

【補足】 ※役員選出用紙は現在は Web フォームでの回答となっております。